

第34回農業委員会総会議事録

平成26年10月6日(月)

射水市役所布目庁舎301号室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第138号から第142号)
日程第4 議事(議案第135号から第137号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟 木 康 眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出席委員(23人)

1番	石庭	文男	2番	山崎	良吉
3番	熊西	忠治	4番	土合	正夫
6番	山下	隆之	7番	横山	實
8番	石井	寿男	9番	前花	敏子
10番	山崎	秋夫	11番	永森	薫
12番	三島	博	13番	大松	治雄
14番	舟木	康眞	15番	杉森	雅弘
16番	山本	久雄	17番	水元	睦雄
18番	前田	進	19番	向井	隆一
20番	山谷	孝芳	21番	田中	智浩
22番	佐伯	洋作	23番	橋爪	秀夫
24番	永野	邦夫			

欠席委員(1人)

5番 中井 敏男

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

- 報告第138号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第139号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第140号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第141号 農地法施行規則第32条第1号の規定による届出の提出について

報告第142号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
議案第135号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第136号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第137号 農地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 明神 栄 庶務係長 堀 修二
主任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（舟木会長）

ただいまから、第34回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「5番 中井委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「1番 石庭委員」「2番 山崎委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第138号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第138号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了承をお願いします。

（報告第139号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第139号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第140号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第140号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第141号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第141号農地法施行規則第32条第1号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第142号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第142号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

永森委員

1番の案件ですが、これはどういうことですか。

事務局(堀)

今まで次男に貸していたんですが、今後長男に借人を変更するための解約です。

永森委員

わかりました。

議長(舟木会長)

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第135号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第135号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の6ページをご覧ください。
今回は5件ございます。

【議案第135号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった5件のうち、
1番は借人の変更ための使用貸借権の設定です。
2番から5番は譲受人が経営規模拡大を目的とする所有権移転です。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第135号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第135号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第136号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第136号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書7ページの議案第136号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は6件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第136号を議案書をもとに朗読】

- 1番は中古車販売車輛置場の拡張するための転用申請です。
- 2番は農家分家住宅の転用申請です。
- 3番は中古車販売業の車輛置場の拡張の申請です。
- 4番は農事組合法人の資材小屋の転用申請です。
- 5番は農家分家住宅の転用申請です。
- 6番はコンビニエンスストアの転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番の件について水元委員より説明をお願いします。

水元委員

議案第136号の1番について説明します。
譲受人は 地内に中古車販売業を営む法人です。
平成19年に地主の方から土地を借地して仕事を営んできました。そして今年の7月にこの土地を購入しております。
今の敷地には60台程度中古車を展示していますが出し入れするのも困難な状態であります。
今では月に70台程度、国内で販売しており今の敷地では手狭な状況であり、今回の申請地を利用して、現在の敷地から10台移動させるのと10台

展示させるので合計20台程度置きたいと考えています。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番の件について大松委員より説明をお願いします。

大松委員

議案136号の2番について説明します。

譲受人は 地内に本家がある長女です。

現在は、 県内で夫と二人で暮しております。これまでは、 県内で生活していましたが夫の退職を機に現在の住宅を息子夫婦に譲り、射水市に居を移し、現在母と弟の二人暮らしである本家の農作業の手伝いをし、母親の老後の面倒など考え、本家に隣接する弟所有の田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番の件について水元委員より説明をお願いします。

水元委員

議案第136号の3番について説明します。

譲受人は 地内に自動車、自動車部品の輸出入及び販売業を営んでいる法人です。

平成9年に地主の方から土地を取得して仕事を営んできました。

敷地内には荷卸し場は存在しますが、増車した車両を置くスペースがなく、この度取扱い車両の増車に伴い敷地の拡張を申請することとなりました。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番の件について横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第136号の4番について説明します。

譲受人は 地内に営農組合を営んでいる法人です。

譲受人は 、 、 地区を受益とする集落営農組合で、耕作面積は約6.3ヘクタール、で水稻大麦などの作付を行っております。

現在、 班で管理している資材小屋の土地が今秋に民間開発による住宅地造成が予定されているため、代替施設が必要となりました。

現状について組合で話し合った結果、現在の営農組合に隣接する農地を転用して資材小屋を建てることとなりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（舟木会長）

5・6番の件について土合委員より説明をお願いします。

土合委員

議案第136号の5番について説明します。

譲受人は 地内に本家がある二男です。

現在は、母屋にて借人配偶者と子供1人並びに貸し人である両親の併せて5人で生活しています。

長男は今のところ帰郷する予定はなく二男が農地を継承する立場にあり、更に借人夫妻には第2子が誕生する予定であり、現在の住居では手狭になっております。

本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家に隣接する所有の田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

続いて議案第136号の6番について説明します。

申請者は 市内の不動産業者です。

このほど、コンビニエンスストアの新規店舗敷地造成のため、県道 線沿いの旧 地内の立地条件の良い場所を検討し、土地所有者と交渉を重ねた結果、一般県道 線との交差点に面し、交通量も多い今回の場所を賃貸借することで話がまとまりました。

今回の転用により、隣接する農地等への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第136号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、車両置場の拡張とするためであり、隣接する土地との一体的な利用としての要件も満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、農家分家住宅とするためのものであり規模、必要性等

から、やむを得ないと考えます。

3番については、申請地は周囲を宅地等に囲まれた10haに満たない農地であることから、これを2種農地と判断し、転用目的、規模等についても別段問題はないと判断します。

今回の転用目的は、中古車販売業の車輛置場とするためのものです。今回の転用は車両置場を確保するための転用であり、規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

4番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、営農組合の資材小屋とするためであり、周辺の農地に及ぼす影響はないと思われ、転用はやむを得ないと判断します。

5番ですが、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的、規模等についても別段問題はないと判断します。

6番につきましては申請地は周囲を宅地等に囲まれた10haに満たない農地であることから、これを2種農地と判断し、転用目的、規模等についても別段問題はないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第136号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第136号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第137号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第137号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案2件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第137号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第137号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第34回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時43分

その他報告事項

平成26年度農地パトロールの実施について

実施日 10月28日(火) 雨天決行 集合は布目庁舎前

午前9時30分から 新湊・大島・下地区 (集合は午前9時20分)

午後2時から 小杉・大門地区 (集合は午後1時50分)

富山県農業委員等研修大会の開催について
開催日 平成26年11月26日(水) 午後1時30分より
会場 「とやま自遊館」ホール
集合 射水市役所 布目庁舎前へ正午集合

農業委員会懇談会の開催について
開催日 平成26年11月26日(水) 午後6時30分より
会場 未定

農業委員活動記録(26年度上半期(4~9月分))について
次回農業委員会(11月6日)に提出

次回開催場所と時刻について
総会開催日 11月6日(木) 午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号室

議長 舟木 康真

署名委員 石庭 文男

署名委員 山崎 良吉

第三十四回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十六年十月十日
至 平成二十六年十一月一日